第 42 期事業報告

はじめに

令和 4 年度は新型コロナウイルス感染拡大への懸念が残る中、行動制限が解消されるなど、社会経済活動が正常化に向け動き出した年となりました。

資源価格の高騰と歴史的な円安が同時進行したことで、大幅な物価上昇や実質所得の 悪化を招き、個人消費の下押し要因となりましたが、全国旅行支援の開始や入国制限の緩 和等の後押しもあって、景気は緩やかな回復基調を維持しました。今後、賃上げの動きが 本格化・定着化し、四半世紀続いたデフレを脱せるのか注目されます。

金融機関を取り巻く環境は、低金利政策の長期化、他業界の参入、ウェブ取引の増加、デジタル化の推進等により大きく変化しています。

また、金融機関においてもカーボンニュートラルの実現に貢献しつつ、持続可能な経営を確保していく必要があり、気候変動がもたらすリスクに係る管理態勢の整備等、金融分野特有の対応が求められます。

雇用環境については、経済活動の再開で少しずつ改善され、失業者数が減少し就業者数が増加、中でもインバウンド需要の高まり等に伴う対面型サービス業への需要増加を背景に、非正規雇用労働者数がコロナ前の水準近くまで回復しました。一方、外国人労働者の流入減や少子高齢化により労働力人口は減少しており、それまで隠れていた人手不足が顕在化しました。コロナ禍で就業者数が激減していた対面型サービス業を中心に、需要の増加に対する人員を確保できず、人手不足が深刻化・恒常化しています。

このような状況の下、令和4年度は公益性・共益性のスタンスを維持し、事業計画に 掲げた5つの主要課題に則り、保証機能を通じた社会的役割の発揮に努めてきました。 特徴的な取組みとしては、保証収支に見合った適正な保証料率の適用を目的とする変動 保証料制度の導入や、管理コストの軽減と譲渡益の確保を目的とする求償債権の譲渡等 で、いずれも経営基盤の強化を目途に実施しました。勤労者福祉資金融資については、 依然低調な利用状況で、セーフティネットとしての機能が十分に発揮されていません。

事業実績については、新規保証引受以外は計画を達成し、一般正味財産増減額については、保証債務残高並びに代位弁済の減少、および求償債権の譲渡に伴う引当金の減少・戻入により上振れしましたが、概ね順調な事業運営であったと評価します。

1 主要計数および決算概況

1. 事業の実績

[令和4年度主要事業計数の計画比および前年度比]

(単位:千円、%)

	計画	実 績	達成率	前年度実績	増減率
新規保証引受額	12,043,077	10,698,150	88.8	16,489,950	▲35.1
保証債務残高	40,954,127	42,361,516	103.4	47,373,081	▲10.6
代 位 弁 済 額 *	180,000	134,735	74.9	176,925	▲23.8
保証債務延滞額 *	25,000	22,205	88.8	37,154	▲ 40.2
求償権回収額	18,000	33,436	185.8	24,175	38.3
求 償 権 残 高 *	632,265	528,380	83.6	521,216	1.4

⁽注)金額は単位未満を切り捨て、比率は小数点第2位を四捨五入。以下、同様に算出。

(1) 保証引受の状況

① 新規保証引受額

新規保証引受額は 7,918 件 106 億 9,815 万円となり、前年度比で 2,701 件 57 億 9,180 万円 (増減率▲35.1%) 減少しました。社会経済活動の再開により実績の動向が注目されましたが、コロナ禍の影響および主要金融機関の融資施策変更を見込んだ計画値に対し、13 億 4,492 万円 (達成率 88.8%) 下回りました。

1件当たりの平均保証引受額は205万円で、前年度より3万円減少しました。

② 保証債務残高

保証債務残高は 32,401 件 423 億 6,151 万円となり、計画を 14 億 738 万円上回り (達成率 103.4%)、前年度比で 2,328 件 50 億 1,156 万円(増減率▲10.6%)減少しま した。

なお、保証総額を規制する保証倍率(保証債務残高÷基本財産)は、最高限度 50 倍に対し 30 倍に収まっています。

(2) 代位弁済等の状況

① 代位弁済額

代位弁済額は 111 件 1 億 3,473 万円となり、計画を 4,526 万円下回り、前年度比で 6 件 4,219 万円(増減率▲23.8%)減少しました。

代位弁済率 (代位弁済額÷平均保証債務残高) は 0.29%で、前年度より 0.08 ポイント 低下しました。

^{*} を付している項目は少額なほど健全で、達成率100%以下が計画達成を意味する。

代	位弁済案件1件当たりの	令和	3 年度	令和4年度		
	代位弁済額 (当初融資額)	151 万円	(228 万円)	121 万円	(202 万円)	
	償還済み期間(約定融資期間)	37 ヶ月	(102ヶ月)	40 ヶ月	(94ヶ月)	

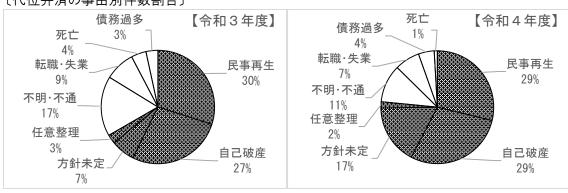
平均代位弁済額は前年度より30万円減少し、平均償還済み期間は3ヶ月伸長しました。代位弁済案件の当初融資額および約定融資期間は、従来の増加・長期化傾向から一転、減少・短期化しています。

〔代位弁済の事由別件数・金額〕

(単位:件、千円)

代位弁済の事由	令和3年度		ŕ	分和4年度
10世升月00事由	件数	金額	件数	金額
弁護士・司法書士受任	78	126,643	85	98,315
うち自己破産(予定含む)	32	52, 229	32	37, 516
うち民事再生(予定含む)	35	62, 081	32	39, 372
うち任意整理(予定含む)	3	3, 092	2	1, 535
うち整理方針未定	8	9, 241	19	19, 892
自然災害ガイドライン	0	0	0	0
債 務 過 多	4	3,057	5	4,658
転 職 ・ 失 業	10	10,080	8	14,098
行方不明 · 音信不通	20	27,005	12	16,662
死 亡	5	10,140	1	1,002
合 計	117	176,925	111	134,735

〔代位弁済の事由別件数割合〕



(注)網掛け:弁護士・司法書士受任

代位弁済の事由については、前年度の傾向から大きく変わっていませんが、弁護士・司法書士受任の割合が 10%増加し、その中では整理方針未定が増えています。整理方針未定案件は、のちに法的整理(自己破産・民事再生)を選択するケースが多いことから、自己破産および民事再生は全体の 4 分の 3 に達していることが窺え、増加傾向にあるといえます。

② 保証債務の延滞

2ヶ月以上の延滞は 27 件 2, 220 万円となり、計画を 279 万円下回り、前年度比で件数は 2 件増加しましたが、金額は 1, 494 万円(増減率 $\triangle 40$. 2%)減少しました。

延滞率 (延滞残高÷保証債務残高) は 0.05%で、前年度より 0.03 ポイント低下しました。延滞が発生または常態化する前に、弁護士等受任に伴う代位弁済が履行されることから、延滞率は低位で推移しています。

(3) 求償権回収の状況

① 回収額

求償権回収額は3,343万円となり、計画を1,543万円超過し(達成率185.8%)、前年度比で926万円(増減率38.3%)増加しました。債務者の太宗が自己破産、民事再生を選択し、回収環境は依然厳しい状況が続いていますが、債権譲渡金や想定外の随時償還があったことで計画を大幅に上回りました。

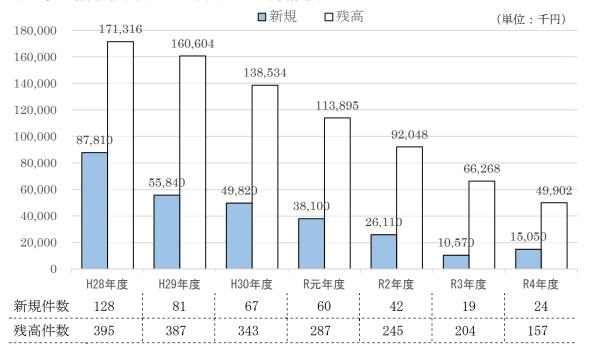
② 求償権残高

求償権残高は 455 件 5 億 2,838 万円となりました。代位弁済額 1 億 3,473 万円に対し、求償権回収額は 3,343 万円、償却額は 3,112 万円、債権譲渡額は 6,300 万円 (譲渡金控除後)となり、計画を 1 億 388 万円下回り、前年度比で 1 件 716 万円(増減率 1.4%)増加しました。

なお、求償権比率(求償権残高÷保証債務残高)は、前年度より 0.15 ポイント上昇し 1.25%となりました。

(4) 北海道勤労者福祉資金融資制度の状況

〔北海道勤労者福祉資金(生活資金)の年度推移〕



[北海道勤労者福祉資金(生活資金)の令和4年度実績]

(単位:件、千円)

	中小1	È 業従業員	季節	労働者	離	職者	非正	規労働者	合	計
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
新規保証引受額	14	9,000	3	2,420	1	300	6	3,330	24	15,050
保証債務残高	101	33,286	14	5,379	5	1,791	37	9,446	157	49,902
代位弁済額	1	216	0	0	0	0	3	477	4	693

① 新規保証引受額

新規保証引受額は24件1,505万円となり、前年度を5件448万円(増減率42.4%) 上回り、6年連続の減少は回避したものの、依然低調に推移しています。

② 保証債務残高

保証債務残高は 157 件 4,990 万円となりました。新規保証引受額(1,505 万円)が 回収額(3,141 万円、代位弁済含む)を大幅に下回ったことから、前年度比で 47 件 1,636 万円(増減率 ▲ 24.7%)減少しました。

③ 代位弁済額

代位弁済額は4件69万円となり、前年度比で3件31万円増加しました。内訳は中小企業従業員が1件、非正規労働者が3件です。

[北海道からの損失補償の状況]

(単位:千円)

		令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
求償権補填金残高		9,796	8,986	8,534
	補填金の受領	673	0	48
	補填金の返納	1,101	606	507
	求償権償却の戻入	819	309	0

2. 損益および財産の状況

[令和4年度主要損益計数の計画比および前年度比]

(単位	立:=	千円	,%)
-----	-----	----	----	---

				計画	実績	達成率	前年度実績	増減率
経	常	収	益	309,356	329,333	106.5	317,103	3.9
	保	証	料	305, 800	324, 474	106. 1	313, 238	3. 6
経	常	費	用	198,186	144,379	72.9	215,925	▲33.1
	経		費	54, 554	44, 269	81. 1	43, 057	2.8
	貸倒引	当金繰	入額	143, 632	37, 105	25.8	170, 465	▲ 78. 2
	債務保証	損失引当金	繰入額	0	0		2, 403	_
	債 権	譲渡	 損	0	63, 005	-	0	_
経	常	増減	額	111,170	184,953	166.4	101,178	82.8
経	常外	〉 増 洞	域 額	48,851	46,606	95.4	309	14,982.8
_	·般正味	財産増	減額	160,021	231,559	144.7	101,487	128.2
ΙĒ	味財產	崔期 末	 残 高	2,000,265	2,071,803	103.6	1,840,244	12.6

(1) 経常増減額

① 経常収益

経常収益は3億2,933万円となり、計画を1,997万円(達成率106.5%)上回り、 前年度比で1,223万円(増減率3.9%)増加しました。

経常収益の大半を占める保証料は 3 億 2,447 万円となり、計画を 1,867 万円 (達成率 106.1%) 上回り、前年度比で 1,123 万円 (増減率 3.6%) 増加しました。

運用益は前年度比89万円増加の314万円となりました。運用先は北海道労働金庫への出資、金融機関預金、および債券となっています。

② 経常費用

経常費用は1億4,437万円となり、計画を5,380万円(達成率72.9%)下回り、前年度比で7,154万円(増減率▲33.1%)減少しました。

経費は、基幹システムのリプレース費用(減価償却費)が次年度計上となったことなどにより、計画を1,028万円下回り、前年度並みの実績となりました。

貸倒引当金繰入額は、代位弁済額の減少および求償債権の譲渡に起因し、計画並び に前年度実績を大幅に下回りました。

債務保証損失引当金は、保証債務残高の減少により繰入が無く、求償権の債権譲渡

損は、6,300万円となりました。

なお、引当金繰入額および債権譲渡損が経常費用に占める割合は 69.3%で、前年 度より 10.8 ポイント低下しました。

③ 経常増減額

経常収益は計画を上回り、経常費用は計画を下回りましたので、経常増減額については計画を大きく上回り、7,378万円超過の1億8,495万円となりました。(達成率166.4%)

(2) 経常外増減額

経常外収入は債務保証損失引当金戻入益のみで、保証債務残高は計画を上回りましたが、損失率(累積代位弁済率×貸倒実績率)が低下したことにより、ほぼ計画通りの4,660万円の戻入となりました。

経常外費用は発生していません。

結果、経常外増減額は、4,660万円となり、計画を224万円下回り(達成率95.4%)、 前年度比で4,629万円(増減率14,982.8%)増加しました。

(3) 一般正味財産増減額(最終損益)

経常増減額および経常外増減額の結果、一般正味財産増減額は計画を 7,153 万円上回り(達成率 144.7%)、前年度比で1億3,007万円(増減率 128.2%)増加の2億3,155万円となりました。

保証債務残高の減少や求償権の譲渡に伴う引当金の減少(戻入)により、大幅な増益 となりましたが、今後は保証債務残高(保証料収入)の減少は見込まれるも、代位弁済 (貸倒引当金費用)の減少は然程見込めないことから、一般正味財産増減額は減少で推 移することが予測されます。

(4) 正味財産残高

正味財産期末残高は20億7,180万円となり、計画を7,153万円超過し(達成率103.6%)、 前年度比で2億3,155万円(増減率12.6%)増加しました。

なお、基本財産は、基金 5 億円、保証積立資産 9 億円で合計 14 億円、特定資産は、機械化準備積立資産 5,000 万円、経営安定化積立資産 3 億 5,000 万円で合計 4 億円となっています。

3. 経営諸比率

[令和4年度主要経営諸比率の計画比および前年度比]

(単位:%、ポイント)

実績		計 画	比	前 年 度 比		
	実績	計画	差 異	前年度実績	増 減	
自己資本比率	7.46	6.89	0.57	5.98	1.48	
代弁能力係数	63.45	54.38	9.07	31.46	31.99	
保証収支率	31.22	52.98	▲ 21.76	48.76	▲ 17.54	

自己資本比率:保有する資産に対して自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判定する。

(基準:4%以上)

代弁能力係数:金融機関における協会保証融資の2箇月以上延滞のものがすべて貸倒となり代位弁済を

行っても協会の事業継続に問題がないかどうかを検証する。(基準:1以上)

保 証 収 支 率:代位弁済額から回収額を控除した純支出額が保証料収入で賄うことができるかどうかを

検証する。(基準:60%以内)

(1) 自己資本比率

自己資本比率は 7.46%となり、一般正味財産 (自己資本) の増加および保証債務残 高 (信用リスクアセット) の減少により、計画比で 0.57 ポイント、前年度比で 1.48 ポイント上回りました。

優良保証機関の基準値(4%以上)はクリアしています。

(2) 代弁能力係数

代弁能力係数は 63.45 となり、保証債務延滞額(代弁リスク)の減少および正味財産 (代弁原資)の増加により、計画比で 9.07 ポイント上回り(良化)、前年度比で 31.99 ポイント上昇(良化)しました。

優良保証機関の基準値(1以上)はクリアしています。

(3) 保証収支率

保証収支率は 31.22%となり、代位弁済額の減少および求償権回収額の増加により、計画比で 21.76 ポイント下回り(良化)、前年度比で 17.54 ポイント低下(良化)しました。

優良保証機関の基準値(60%以内)はクリアしています。

2 課題の遂行状況

1. 幅広い勤労者層と福祉向上への対応

- (1)教育・住宅資金等の高額融資ニーズに適応できるよう、提携融資保証制度における一被保証人に対する保証限度額を2千万円に引上げました。
- (2) 勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする勤労者福祉資金融資(道の勤労者向け融資制度)について、その役割が十分に発揮できるようサポートしました。
 - ① 制度内容の周知を目的とした案内チラシを作成しました。
 - ② 利用促進対策と制度内容の拡充について、北海道労働者福祉協議会と連携し北海道に要請しました。

制度内容や条件の変更はありませんでしたが、引き続き利用しやすい融資制度の 構築を目指し、関係機関とともに検討をすすめます。

【北海道への要請事項および回答】

〔要請 1 〕

格差・貧困問題の解消に向け、低所得勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする当該融資制度の普及はきわめて有用であるが、近年は利用が減少しており、制度の不備(金利水準や利用条件、教育資金の融資限度額・融資期間)や普及・浸透に向けた取組みが十分に機能していないことも一因と推測されることから、制度の利用促進に向けた明確な方針と計画のもと、関係団体との連携・協同を図る中で実効性のある対策を講ずる。

〔要請1の回答〕

勤労者福祉資金の融資実績は年々減少傾向にあるが、令和3年度以降の大幅な減少は、コロナ禍による様々な支援制度が創設されたことによるもので、特に、社会福祉協議会が実施した無利子・無保証の「生活福祉資金特例貸付」の影響が大きいと考えております。

また、制度の普及に向けては、これまでも、道のホームページによる周知や地下鉄の車両広告の実施、施策推進会議などの各種会議等を活用し、周知に努めてきたところでありますが、今後とも、金融機関や関係団体とも連携し、SNSを活用した新たな周知など効果的な方法について検討してまいります。

〔要請2〕

当該融資制度を利用できる正規常用労働者は、「中小企業」勤務が条件となっているが、中小企業に準ずる規模の法人等事業所に勤務する相当数の勤労者が制度を利用できない実態にある。道としても当該融資制度を生活資金に不安のある勤労者の福祉向上に資する制度として位置付けているものと思料するが、融資対象の制限が利用促進(金融支援)の弊害となっていることも想定される。

ついては、対象者とする正規常用労働者の定義を「中小企業従業員」から勤務 先を制限しない「勤労者」に変更する。(年収要件は従来通り 150 万円~600 万円) 〔要請3〕

なお、制度変更・拡充の検討に際し想定される課題については、関係機関との 協議により打開策を探るなど実現に向けた積極的なアプローチを求める。

〔要請2、要請3の回答〕

融資対象者の拡充については、本年9月末で生活福祉資金特例措置が終了したことから、今後の資金ニーズについて注視していく必要があると考えておりますが、予算の増額が必須であり、これに必要な当事者ニーズの把握が不可欠となります。

コロナ収束の先行きが見通せない現状において、正確なニーズ把握を行うことは難しいと考えますが、他県の取扱い例なども参考にしながら、関係機関とも連携し、ニーズの把握に努めてまいります。

- ~「2023 年度(令和5年度)勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」に対する道からの回答より
- ③ 利用しやすい融資制度の構築と普及に向け、北海道と意見交換を実施しました。
- ④ 勤労者福祉資金融資制度の現状、課題、および想定されるアクションについて、 経営委員並びに監事より意見を収集し、当該制度の今後の方向性を共有しました。
- ⑤ 育児・介護休業者、季節労働者、および離職者に対する保証料免除措置を令和5年3月31日まで延長しました。
- (3) 収入減少や転職・離職等に伴い約定返済が困難な保証債務の債務者に対しては、返済金減額等の条件変更に積極的に応じ、求償権の債務者に対しては、現況や弁済実績等を考慮し、生活再生を主眼とする弁済方法を提示するなど、丁寧かつ柔軟に対応しました。
- (4) 勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする労働者福祉事業団体等の取組みに参画しました。
 - ① 勤労者の福祉向上に係わる政策・制度の改善や、脱炭素社会の実現に向けた施策の紹介に取組む北海道労働者福祉協議会の「勤労者福祉向上キャンペーン」に参画しました。
 - ② SDGs がめざす社会の実現に向け「地域づくりと若者たち」をキーに「世代を超えたつながり」について考察するトークセッション(中央労福協主催)を視聴しました。

2. 自然災害およびパンデミック発生時における支援

(1)被災者への支援が必要な大規模自然災害や、「自然災害ガイドライン」*1 (コロナ特則*2含む)が適用される事例は発生していません。それら事象が発生した際は、債務者の生活再建や被災地の復興に向け迅速に対応します。

*1 正式名称は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」で、金融機関等における 自主的自律的な準則として、同ガイドライン研究会が策定。大規模災害の影響で返済が困難にな った債務者が、一定の要件を満たした場合、法的手続によらずに債務整理を行えることを定めて いる。

同ガイドラインの適用が可能な今期道内で発生した災害:「令和4年12月22日からの大雪に伴う被害」 対象地域:オホーツク地方の2市8町

- *2 正式名称は「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス 感染症に適用する場合の特則」。大規模自然災害の被災者の債務を法的手続によらずに減免する ことを定めた「自然災害ガイドライン」の対象に、令和2年12月より、コロナ禍の影響で返済が 困難になった債務者が追加された。
- (2) 新型コロナウイルスにより経済的な影響を被った勤労者に対する支援策を実施しました。
 - ① コロナ禍に伴う収入減少者に対し、勤労者福祉資金融資の保証料を免除する特例 措置を継続しました。
 - ② コロナ禍の影響を受けた勤労者への経済的支援を目的に、連合北海道、北海道労働者福祉協議会、および北海道労働金庫が連携し一昨年開設した「新型コロナウイルス関連特別融資」*3について、令和5年3月末日まで保証引受を延長しました。
 - *3 融資限度額:30万円、保証料込金利0.5~0.8%

令和 4 年度実績: 新規~10 件 2,900 千円、残高~154 件 8,169 千円

③ 提携融資保証制度における返済猶予措置の継続実施は見送りましたが、コロナ禍の影響に関わらず、返済に苦慮する債務者に対して、条件変更にて負担軽減を図っています。

3. 情報発信

- (1) 利用者や関係機関に対する「知っていただきたい情報」を、ホームページに掲載しました。
 - ① 育児・介護休業者、季節労働者、および離職者に対する勤労者福祉資金融資の保証 料免除措置の延長
 - ② 当協会が保証引受している道内 50 市町村の自治体提携融資制度の概要(対象者・ 資金使途・融資限度額・期間・金利)
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する勤労者福祉資金融資の保証料免除措置の延長
 - ④ 個人情報保護方針の更新
- (2) サイバーセキュリティ対策および勤労者福祉資金融資の普及を主眼に、ホームペー ジのリニューアルを検討しています。

4. 内部統制の強化

- (1) 内部統制の基本方針に基づき、日常的に業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努め、実効性の検証結果を機関会議に報告しました。
- (2) 内部統制の基本方針に基づき、コンプライアンスに関する管理態勢の維持、改善を目的とする「2022 年度コンプライアンス・プログラム」を策定しました。当該プログラムに基づき、研修会を開催するなど、役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着に向けた取組みを計画的に実践しました。
- (3) 情報セキュリティ管理を徹底し、個人情報の漏洩防止に努めました。
 - ① 個人情報を取扱う業務委託先に対しては、「業務委託取扱規程」に基づき個人情報 の取扱状況について調査し、適正な管理態勢にあることを確認しました。
 - ② 昨今増加している無差別サイバー攻撃の状況を踏まえ、従来から加入の情報漏洩 対応保険に、サイバーインシデントに係る補償を追加しました。
- (4) 反社会的勢力排除に関する規程・要領に基づき、保証債務および求償権に対する調査・ 検証を適切に実施し、反社会的勢力との取引の防止・遮断に向けた取組みを徹底しまし た。該当者および該当事例はありません。
- (5)業務・事務の堅確化に努め、事務事故や不適切な事務取扱いは発生していません。
 - ① 内部検査規程および実施計画書に基づき内部検査を厳格に実施し、事務処理の適 正性を確認しました。
 - ② 業務・事務に係る規程類を精査し、実態と整合していない取扱いや記述について見直しました。 (業務処理マニュアル、保証業務取扱規程)
- (6) 大規模自然災害や感染症流行による非常事態に備え、危機管理態勢の強化に努めました。
 - ① コンティンジェンシー・プランおよび事業継続計画に基づき、緊急時における行動 や事業継続に係る具体的対応について確認、周知しました。なお、入居ビルの合同消 防訓練に併せて実施を予定していた防災訓練は、感染症拡大防止の観点から訓練へ の参加が叶わず、今期の実施を見送っています。
 - ② 新型コロナウイルスに対しては、感染状況に応じて自治体から発出される要請や協力依頼に基づき、感染拡大防止対策に取組みました。
 - ③ 災害発生時における職員の安全を確保すべく、災害対策用品を備蓄・整備しました。
- (7) 外部の講習会やセミナーを受講するなど、公益・一般法人の事業運営に必要なスキル の習得に努めました。
- (8) 労働基準法改正を踏まえ、給与規程を改正し、職員(契約職員等含む)の時間外労働の割増賃金率を引き上げました。

5. 経営基盤の強化

(1) 安定的な経営基盤の確保と頑健性のある保証料体系の構築に向け、保証収支に見合った適正な保証料率を適用する変動保証料制度の取扱いを4月より開始しました。

- (2) 北海道労働金庫の融資施策変更(当協会への保証委託の減少)を踏まえ、10 月より当該金庫との提携融資保証制度を見直しました。
 - ① 保証限度額を拡大するとともに、高リスク融資に対応する保証(料)制度を追加しました。
 - ② 変動保証料制度を導入し、信用リスク率(代位弁済率・貸倒実績率)等に応じて適用する保証料率を定期的に見直すこととしました。
- (3)代位弁済の削減に向け、デフォルト傾向の分析・把握を行うとともに、生活破綻を防止し家計改善に繋げる融資時の対応や、債務者の利益を念頭に置いた回収時の対応等について、関係金融機関と協議しました。
- (4) 今後の損益および保証収支率を予測する中期経営シミュレーションにおいて、代位弁済率の悪化や保証料率の低位持続を想定したリスクシナリオによるストレステストを実施し、経営の健全性について検証しました。また、今期は保証限度額の引上げを実施するにあたり、健全性の維持に必要な保証料率を検証すべく、財務インパクトシミュレーションを実施しました。
- (5) 資産運用益の向上を目指し、令和4年度資産運用計画に基づき以下の債券を新たに購入しました。
 - ① 北海道電力社債(1億円、既発債・利回り0.523%、残存5年7ヶ月、格付A)
 - ② 北海道電力社債(1億円、利率0.68%、期間5年、格付A)
 - ③ 北海道電力社債(1億円、利率0.36%、期間3年、格付A)
- (6) 事業計画に基づき、適正かつ効率的な経費の執行に努めました。
- (7) 求償権については、多くの債務者が自己破産および民事再生を選択し、回収可能な債権が限定される状況にありますが、回収の促進に努めました。
 - ① 費用対効果を勘案しつつ、法的手続や債権回収会社(サービサー)への委託を適宜 駆使するなど、最善かつ効果的な回収手段を講じました。今期は新たに86件(116,613 千円)の求償権について、債権回収会社に回収業務を委託しました。
 - ② 「求償権管理回収規程」に基づき、回収困難な求償権(54件64,021千円)について、債権回収会社に譲渡(売却)し、管理コストの軽減と譲渡益の確保に繋げました。
 - ③ 求償権取得後の回収が円滑に行われるよう、債務者の現況や折衝経過について、関係金融機関と緊密に情報交換しました。
 - ④ この 1 年間で求償権への入金があった債務者に対し、返済意欲の維持と返済の継続を促すことを目的に、入金および残高の履歴を通知しました。(民事再生、給与差押、サービサー委託等の案件を除く34名、35件)
- (8) 令和5年3月末サポート終了の債務保証管理システムおよび求償権管理システムの リプレースについて、後継ベンダーとシステム構築に係る機能詳細設計についての打 ち合わせを重ねるなど、令和5年4月のシステムリリースに向け適切に対応しました。
- (9)日本労信協が開催する保証業務関連の会議に出席するなど、日本労信協および他の地域労信協と連携し、保証事業に係る施策や課題について、情報収集と検討を行いました。

3 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

1. 「内部統制の基本方針」

当協会が「業務の適正を確保するための体制」として定めている「内部統制の基本方針」は、以下の通りです。

(1) 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令並びに定款、および評議員会の決議等に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。
- ② 理事会運営規則および評議員会運営規則に基づき、理事会および評議員会の役割、権限および体制を明確にし、適切な理事会および評議員会の運営を行う。
- ③ 理事および評議員で構成する経営委員会を適宜開催して、事業運営上重要な事項 (事業方針、中期経営計画等)について機動的かつ多面的に審議し、その審議内容 を理事会に報告する。
- ④ 理事の職務権限規程に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業 運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 職務分掌および決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性および効率性を高める。
- ⑥ 評議員会、理事会、経営委員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款および文書管理規程等に基づき、適切に作成、保存および管理する。

(2) リスク管理に関する体制

- ① リスク管理は、リスク管理方針に基づき、総合的に実施する。また、定期的にモニタリングを実施し、各リスクを把握、分析、評価し、対応方針および対策などを決定し、理事会に報告する。
- ② 法令並びにプライバシー・ポリシーおよび情報セキュリティ基本方針等に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行い、情報漏えいの防止等を図る。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令や当協会内の規程等に基づき、職務執 行担当者および決裁者が自律的に管理することを基本とする。
- ④ 内部検査規程に基づき、事務取扱等の適否を定期的に検査し事務処理の実態を把握するとともに、不備事項についてその対策を講じることで事務処理の改善、能率の向上および事故防止等事務リスクの軽減を図る。
- ⑤ コンティンジェンシー・プランに基づき、大規模自然災害、新型インフルエンザ その他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について定期的に確 認するとともに、継続的な教育および訓練を実施する。

(3) コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むとしたコンプライアンス・ポリシーを実践するとともに、すべての役職員の意識と行動の指針である役職員行動規範を周知徹底して、法令並びに定款および社会規範等を遵守する。
- ② 役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、コンプライアンス 遵守状況に係るモニタリングを定期的に実施し理事会に報告するとともに、不正防 止等に係る役職員への教育および啓発活動を継続して実施する。
- ③ 役職員は、反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも連携し毅然とした態度で臨む。
- ④ 協会内外からのコンプライアンスに関する相談および照会等は、担当窓口を設け対応する。また、コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いは行わない。

(4) 監事の監査業務の適正性を確保するための体制

- ① 監事は、監事監査規程に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会および経営委員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査および質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議および決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事から求められた場合は、監事と協議のうえ、協会職員に監事の職務を補助させる。また、当該職員の任命、解任等については、監事の同意を得ることとする。
- ⑤ 理事又は職員等は、当協会に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、および定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに代表理事並びに監事に報告する。
- ⑥ 理事および職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には速 やかにこれに応じる。
- ⑦ 代表理事は、定期的に監事と会合を持つなどにより、協会の事業の遂行と健全な 発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- ⑧ 監事は、会計監査人から監査報告を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行う。

また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うことのほか、会計監査人に対し 監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

2. 運用状況

「内部統制の基本方針」に基づく「業務の適正を確保するための体制」の令和4年度における運用状況は、以下の通りです。

(1)経営に関する管理体制

- ① 理事会は定款および理事会運営規則に基づき、定例で3回、臨時で1回開催し、 法令並びに定款、および評議員会における決議等に従い、業務執行上の重要事項を 適正に審議・決定しました。また、理事の職務の執行については、「代表理事の業 務執行状況報告」として定例の毎理事会で報告しました。
- ② 決裁権限に従って理事会および評議員会に議案を提案するなど、各々の運営規則にて定めた役割、権限および体制に基づき適切に会議を運営しています。
- ③ 当協会の方針・計画・課題等について、経営委員会で協議し内容を理事会に報告しています。今年度はコロナ禍により12月の開催を見送り、2月のみ開催し、「次年度事業計画・予算(素案)」「求償債権譲渡」「勤労者福祉資金融資制度」について協議、意見交換しました。なお、12月に予定していた議題「勤労者福祉資金融資の現状と今後」について、関係資料を委員と監事へ送付、意見収集し、その内容を2月の経営委員会にフィードバックしました。
- ④ 理事の職務権限規程に基づき、事業運営を適切かつ迅速に遂行しています。
- ⑤ 規程等で明確化されている職務分掌および決裁権限に基づき、理事・職員等の職 務遂行を適正かつ効率的に行っています。
- ⑥ 各機関会議の議事録および理事の職務執行に係る情報については、定款および文書管理規程等に基づき、適切に作成し、保存・管理しています。

(2) リスク管理に関する体制

① リスク管理方針に基づき、リスク管理指標のモニタリングを定期的に実施し、各種リスクを把握・評価しています。なお、指標の数値はすべて基準内に収まっており、評価結果を理事会に報告しています。

また、今後の損益および保証収支率を予測する中期経営シミュレーションにおいて、代位弁済率の悪化等を想定したリスクシナリオによるストレステストを実施し、経営の見通しについて検証しました。

- ② 個人情報の取扱いについて、コンプライアンス研修にて注意喚起を行うととも に、業務委託先へのモニタリングや業務用端末のインターネット分離を実施するな ど、適切な情報管理を行っています。
- ③ リスクの縮減を図るため、権限の明確化・分散化を規程に網羅するとともに、担当者や決裁者がリスクを自律的に管理できるよう、規程の実際の運用手順等を定めた要領・マニュアルの充実を図っています。
- ④ 内部検査規程に基づき、定期的に自己検査を実施しています。これまで規程違反 および不備事項等は発生していません。

⑤ 大規模災害の発生に備え、事業継続計画(BCP)実施要領に基づき、平時に行うべき準備や緊急時における連絡体制・手順・役割分担等について確認し、役職員への周知を図りました。また、職員の安全を確保すべく災害対策用品を備蓄・整備しました。新型コロナウイルスに対しては、感染防止対策を徹底し、業務停止等緊急事態の回避に努めています。

(3) コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事および幹部職員が率先してコンプライアンス・ポリシーを実践しています。 また、コンプライアンス・プログラムに基づき、法令、定款および社会規範等の遵 守に向けた取組みを計画的に行っています。
- ② 実施状況チェックシートによりコンプライアンスの遵守状況に係るモニタリングを定期的に実施し、その結果を理事会に報告しています。また、不正防止に係る役職員への教育・啓発については、コンプライアンス研修にて行っています。なお、コンプライアンスに抵触する事案は発生していません。
- ③ 反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力との取引防止と関係遮断に向けた取組みを徹底しています。調査・検証・対応状況について、理事会に報告していますが、該当する事例は発生していません。
- ④ コンプライアンスに関する相談および違反に係る通報等に対し、代表理事、監事、協会顧問弁護士の三つの窓口を設けています。該当する事例は発生していません。

(4) 監事の監査業務の適正性を確保するための体制

- ① 監事は、監事監査規程に基づき、年間監査計画を作成し、公平不偏の立場をもって監査を実施しています。
- ② 監事は、理事会、評議員会、および経営委員会等の重要会議に出席し、理事等の 職務執行についての適法性、妥当性を検証しています。
- ③ 今年度監査計画の中で「内部統制システムの運用状況の適正性検証」を重点監査 項目と位置づけ、監査しています。
- ④ 監事からは、監事の職務を補助する職員を求められませんでした。
- ⑤ 協会に損害を与える事実、および法令、定款、規程等に対する違反行為に該当する事例はありませんでした。
- ⑥ 理事および職員等は、監事から職務執行状況等の報告を求められた場合は、速や かに対応しています。
- ⑦ 代表理事と監事は、協会の事業の遂行状況や経営実態等について協議し、協会の 諸課題について意見交換しています。
- ⑧ 監事は、会計監査人より監査報告を受け取り、その内容について会計監査人から 説明を受け、意見交換を行っています。